

前面ガラスの貼付物の不適切について

今般、自動車用品販売会社が後付け部品として販売及び取付けした地上デジタルテレビチューナーにおいて、操作用リモコン受光部が不適切な位置に取付けられ、保安基準に抵触していることが判明いたしました。

後付け部品の規定されている位置以外の取付け又は当該状態から改善措置がなされないまま完成検査を行い保安基準適合証を交付することは、法令違反となります。

つきましては、継続検査等のために入庫した車両の点検・整備に当たっては、十分注意されるよう、お願いいたします。

